

参考資料

令和8年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 60 号	堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 61 号	堺市市税条例の一部を改正する条例	3
議案第 62 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例	15
議案第 63 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	17
議案第 64 号	堺市公園条例の一部を改正する条例	21
報告第 4 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について	23

<議案第60号 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例>
 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第23号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免除することについて必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免除することについて必要な事項を定める。</p>

<議案第61号 堺市市税条例の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（納税管理人）</p> <p>第7条 納税義務者は、法第300条、第355条、第590条又は第701条の37の規定に該当する場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この項において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては独立の<u>生計を有するもの</u>に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から30日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から30日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その申告又は申請の期限は、その異動を生じた日から30日を経過した日とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（市民税の減免等）</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると認める者については、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号から第3号</p>	<p>（納税管理人）</p> <p>第7条 納税義務者は、法第300条、第355条、第590条又は第701条の37の規定に該当する場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この項において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては独立の<u>生計を営むもの</u>に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から30日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から30日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その申告又は申請の期限は、その異動を生じた日から30日を経過した日とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（市民税の減免等）</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると認める者については、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号から第3号</p>

まで及び第7号から第9号までに規定する減免については、当該事由が生じた日前に納期限が経過している市民税（特別徴収に係るものにあつては、その日の属する月までの市民税）を除くものとする。

(1) (略)

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項に規定する求職者給付の受給資格を有する者及びこれに準ずる者をいう。）で、当該減免を受けようとする市民税の賦課期日の属する年（以下この項において「賦課期日の属する年」という。）中の合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の給与所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額（法第314条の2第2項に規定する基礎控除額に相当する額を控除した後の金額とする。ただし、次に掲げる者の区分に応じ、当該金額からそれぞれ次に定める額を控除した後の金額とする。以下この号、次号、第8号及び第9号において同じ。）が2,800,000円以下の者 前年の合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

ア～キ (略)

(3) 事業所得者で、その者の賦課期日の属する年中の合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の事業所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、前年の合計所得金額が2,800,000円以下の者 前年の合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

まで及び第7号から第9号までに規定する減免については、当該事由が生じた日前に納期限が経過している市民税（特別徴収に係るものにあつては、その日の属する月までの市民税）を除くものとする。

(1) (略)

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項に規定する求職者給付の受給資格を有する者及びこれに準ずる者をいう。）で、当該減免を受けようとする市民税の賦課期日の属する年（以下この項において「賦課期日の属する年」という。）中の合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の給与所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の控除後合計所得金額（前年の合計所得金額から法第314条の2第2項に規定する基礎控除額に相当する額及び次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した後の金額をいう。以下この号、次号、第8号及び第9号において同じ。）が2,800,000円以下の者 前年の控除後合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

ア～キ (略)

(3) 事業所得者で、その者の賦課期日の属する年中の合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の事業所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、前年の控除後合計所得金額が2,800,000円以下の者 前年の控除後合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

(4)～(7) (略)

(8) 傷病により療養している者で、賦課期日の属する年中の合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額が2,800,000円以下の者 前年の合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

(9) 納税義務者が死亡したため当該納税義務を承継すべき相続人で税額の納付が困難であると認めるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合を減免

ア (略)

イ 被相続人の前年の合計所得金額が3,900,000円以下の者 前年の合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

(10) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（法第292条第1項第10号に規定する障害者及び法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者である者を除く。）である者及び法第292条第1項第7号の同一生計配偶者又は同項第9号の扶養親族が当該被爆者である者 規則で定める割合を減免

2～5 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正

(4)～(7) (略)

(8) 傷病により療養している者で、賦課期日の属する年中の合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の控除後合計所得金額が2,800,000円以下の者 前年の控除後合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

(9) 納税義務者が死亡したため当該納税義務を承継すべき相続人で税額の納付が困難であると認めるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合を減免

ア (略)

イ 被相続人の前年の控除後合計所得金額が3,900,000円以下の者 前年の控除後合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

(10) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（法第292条第1項第10号に規定する障害者及び法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者である者を除く。）である者及び法第292条第1項第7号の同一生計配偶者又は同項第9号の扶養親族が当該被爆者である者 規則で定める額を減免

2～5 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第

する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「令和7年新法」という。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和7年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 令和7年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

（固定資産税の免税点）

第37条 同一の者について区内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては300,000円、家屋にあつては200,000円、償却資産にあつては1,500,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

（固定資産の申告）

第45条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（法第389条第1項の規定によって府知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は法第742条第1項若しくは第3項の規定によって府知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、法第383条第1項に規定する事項を1月31日までに市長に申告しなければならない。

1条の規定による改正後の地方税法（以下「令和8年新法」という。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和8年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 令和8年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

（固定資産税の免税点）

第37条 同一の者について区内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては300,000円、償却資産にあつては1,800,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

（固定資産の申告）

第45条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（法第389条第1項の規定によって府知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は法第742条第1項若しくは第3項の規定によって府知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、法第383条に規定する事項を1月31日までに市長に申告しなければならない。

(不申告等に関する過料)

第101条 市長は、納税義務者、現所有者又は第53条第3項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、第45条、第45条の2第2項若しくは第45条の4の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第59条、第67条の3、第80条第2項、第92条若しくは第93条の規定により提出すべき申告書若しくは報告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別

(不申告等に関する過料)

第101条 市長は、納税義務者、現所有者又は第53条第3項に規定する軽自動車等の売主が第7条第1項、第18条第6項、第45条若しくは第59条の規定により申告し、若しくは報告すべき事項について正当な理由がなくて申告若しくは報告をしなかった場合又は第18条第1項、第2項若しくは第7項、第30条の8第1項、第45条の2、第45条の4、第67条の3、第80条第2項、第92条若しくは第93条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日から令和10年3月31日までの間に取得された令和8年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日から令和10年3月31日までの間に取得された令和8年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1

措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和7年新法附則第15条第14項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

- 4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第25項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 6 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第25項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 7 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第25項第4号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された

条第13号に掲げる規定の施行の日から令和11年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和8年新法附則第15条第13項本文に規定する政令で定める家屋及び償却資産のうち公共施設その他政令で定めるものの用に供するものに係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

- 4 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得された令和8年新法附則第15条第24項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得された令和8年新法附則第15条第24項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、5分の3とする。
- 6 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得された令和8年新法附則第15条第24項第3号イ及びロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得された令和8年新法附則第15条第24項第4号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 平成29年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得され

令和7年新法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に設置された令和7年新法附則第15条第32項に規定する政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体により整備された令和7年新法附則第15条第37項に規定する政令で定める滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額）

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に新築された令和7年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に令和7年新法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた

令和8年新法附則第15条第27項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に設置された令和8年新法附則第15条第31項に規定する政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体により整備された令和8年新法附則第15条第36項に規定する政令で定める滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額）

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に新築された令和8年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に令和8年新法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた

同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(追加)

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定するものをいう。以下この条、次条及び附則第3条の7において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の4 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住

同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額)

第3条の2の4 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に令和8年新法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定するものをいう。以下この条、次条及び附則第3条の7において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該改修後の家屋が政令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の4 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住

宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 政令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）が完了した日から3月以内

宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 政令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）が完了した日から3月以内

に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用の額及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等の額

(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の8 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定

に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用の額及び政令附則第12条第32項に規定する補助金等の額

(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の8 法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定す

する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の9 法附則第15条の8第4項に規定する市長が認める家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に政令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証す

る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の9 法附則第15条の8第4項に規定する市長が認める家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に政令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証す

る書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

る書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

< 議案第 6 2 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例 >

堺市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則 （令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第 1 8 条 （略）</p> <p>（追加）</p>	<p>附 則 （令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第 1 8 条 （略）</p> <p>（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免の特例）</p> <p>第 1 9 条 市長は、第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の市民税が課されていない者で政令附則第 2 5 条及び前条の規定により令和 8 年度分の市民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階（第 1 0 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に政令附則第 2 5 条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第 2 5 条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、当該第 1 号被保険者の同年度分の保険料を減額することができる。</p> <p>2 前項の規定による減額後の令和 8 年度分の保険料の額は、政令附則</p>

第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

- 3 第1項の規定により保険料の減額を受けようとする者は、市長が定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、令和7年度分の市民税が課されていないことその他の同項の規定による保険料の減額を決定するに当たって必要な情報を、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

＜議案第63号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例＞

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第11号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第14条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）（第4条第2項、第12条、第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第2項及び附則第4条第1項（基準省令第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）に規定する基準（基準省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第5条 1学級の園児の数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については<u>35人</u>以下とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児の数は、<u>35人</u>以下とすることができる。</p>	<p>（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第14条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）（第4条第2項、第12条、第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第2項及び附則第4条第1項（基準省令第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）に規定する基準（<u>当該基準に関し</u>、基準省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第5条 1学級の園児の数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については<u>30人</u>以下とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児の数は、<u>30人</u>以下とすることができる。</p>

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年条例第13号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（認定こども園の認定の要件）</p> <p>第3条 法第3条第1項及び第3項に規定する条例で定める要件は、次条から第13条までに定めるもののほか、法第3条第2項及び第4項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）（第二 二後段、第三 四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第四 四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、<u>第四 五ただし書（既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときに係るものに限る。）、第五（五 8を除く。）、第六、第七、第八 三、第八 五及び第八 八を除く。）に規定する要件（基準告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。</u></p> <p>（学級の編制）</p> <p>第4条 1 学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては<u>35人</u>以下とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができる</p>	<p>（認定こども園の認定の要件）</p> <p>第3条 法第3条第1項及び第3項に規定する条例で定める要件は、次条から第13条までに定めるもののほか、法第3条第2項及び第4項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）（第二 二後段、第三 四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第四 四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、<u>第四 五第3文（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第五（五 8を除く。）、第六、第七、第八 三、第八 五及び第八 八を除く。）に規定する要件（当該要件に<u>関し、基準告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。</u></u></p> <p>（学級の編制）</p> <p>第4条 1 学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては<u>30人</u>以下とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができる</p>

と市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する
1学級の子どもの数は、35人以下とすることができる。

3 (略)

と市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する
1学級の子どもの数は、30人以下とすることができる。

3 (略)

<議案第64号 堺市公園条例の一部を改正する条例>

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（園路及び広場）</p> <p>第4条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「円滑化令」という。）</p> <p>第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、円滑化令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び円滑化令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) （略）</p>	<p>（園路及び広場）</p> <p>第4条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「円滑化令」という。）</p> <p>第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、円滑化令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び円滑化令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) （略）</p>

< 報告第 4 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について >

堺市市税条例（昭和 4 1 年条例第 3 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>(税額控除)</p> <p>第 1 7 条 1 ～ 4 (略)</p> <p><u>5 所得割の納税義務者について、法附則第 5 条の 4 第 6 項に規定する市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額があるときは、同項に規定するところにより控除すべき額を、その者の第 1 4 条及び第 1 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>6 所得割の納税義務者について、前項の規定の適用を受けない場合において、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定する控除額があるときは、当該控除額をその者の第 1 4 条及び第 1 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>7・8 (略)</u></p> <p><u>9 法第 3 7 条の 4 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第 7 項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の納税義務者等)</u></p> <p>第 5 3 条 軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車（法第 4 4 2 条第 5 号に</p>	<p>(税額控除)</p> <p>第 1 7 条 1 ～ 4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>5 所得割の納税義務者について、法附則第 5 条の 4 第 5 項に規定する控除額があるときは、当該控除額をその者の第 1 4 条及び第 1 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>6・7 (略)</u></p> <p><u>8 法第 3 7 条の 4 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第 6 項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の納税義務者等)</u></p> <p>第 5 3 条 軽自動車税は、軽自動車等（法第 4 4 2 条第 1 号に規定する</p>

規定する軽自動車をいう。以下同じ。) に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)に環境性能割によって、軽自動車等(法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 軽自動車等の売買契約において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

4 前3項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び法第444条に定めるところによる。

(環境性能割の課税標準)

第54条の2 環境性能割の課税標準は、施行規則第15条の10各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(環境性能割の税率)

第54条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環

軽自動車等をいう。以下同じ。) に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

3 軽自動車等の売買契約において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

4 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(削る)

(削る)

環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
（環境性能割の徴収の方法）

第54条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。
（環境性能割の申告納付又は報告）

(削る)

第54条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の規定により市長に申告するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(削る)

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の規定により市長に報告しなければならない。
（環境性能割の減免）

第54条の6 市長は、第62条の規定により種別割の減免の対象となる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

(削る)

（種別割の課税免除）

（軽自動車税の課税免除）

第55条 商品である軽自動車等で使用しないものに対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第56条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第57条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 (略)

(種別割の徴収の方法)

第58条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割に関する申告又は報告)

第59条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、法第463条の19第1項の規定による申告を市長にしなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 (略)

3 第53条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があ

第55条 商品である軽自動車等で使用しないものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第56条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第57条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第58条 軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第59条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、法第452条第1項の規定による申告を市長にしなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 (略)

3 第53条第3項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があ

った場合には、当該請求があった日から15日以内に、法第463条の19第2項の規定による報告を市長にしなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 (略)

2 法第445条若しくは第54条又は第53条第3項ただし書の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第54条又は第53条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3・4 (略)

5 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から30日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

6～9 (略)

った場合には、当該請求があった日から15日以内に、法第452条第2項の規定による報告を市長にしなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 (略)

2 法第445条若しくは第54条又は第53条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第54条又は第53条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3・4 (略)

5 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から30日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

6～9 (略)

(種別割の減免)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等については、当該各号に定めるところにより、種別割を減免する。ただし、当該事由が生じた日前に納期限が経過している場合においては、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 市長は、前2項に定めるもののほか、これらの規定との均衡上又は公益上特別の事情があると認める場合においては、種別割を減免することができる。

(種別割の減免に関する申請等)

第63条 前条の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免を受けようとする事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前条第1項各号の規定の適用を受けた軽自動車等についてこれらの規定を適用する場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1)～(5) (略)

2 前条第3項の規定の適用を受けようとする者が前項の申請をする場合は、同項第4号の事由の記載において、他の減免に関する規定との均衡上又は公益上特別の事情があるため種別割の減免を受けることが

(軽自動車税の減免)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等については、当該各号に定めるところにより、軽自動車税を減免する。ただし、当該事由が生じた日前に納期限が経過している場合においては、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 市長は、前2項に定めるもののほか、これらの規定との均衡上又は公益上特別の事情があると認める場合においては、軽自動車税を減免することができる。

(軽自動車税の減免に関する申請等)

第63条 前条の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免を受けようとする事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前条第1項各号の規定の適用を受けた軽自動車等についてこれらの規定を適用する場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1)～(5) (略)

2 前条第3項の規定の適用を受けようとする者が前項の申請をする場合は、同項第4号の事由の記載において、他の減免に関する規定との均衡上又は公益上特別の事情があるため軽自動車税の減免を受けるこ

相当である理由を明らかにしなければならない。

3 (略)

4 前条の規定により種別割の減免を受けた者は、当該減免に関する規定に該当する事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

5 (略)

(種別割の納税証明事項)

第64条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第1項の検査を申請しようとする同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者が、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納しているときは、その旨を記載する。

(不申告等に関する過料)

第101条 市長は、納税義務者、現所有者又は第53条第2項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、第45条、第45条の2第2項若しくは第45条の4の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第54条の5、第59条、第67条の3、第80条第2項、第92条若しくは第93条の規定により提出すべき申告書若しくは報告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100、

とが相当である理由を明らかにしなければならない。

3 (略)

4 前条の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、当該減免に関する規定に該当する事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

5 (略)

(軽自動車税の納税証明事項)

第64条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第1項の検査を申請しようとする同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者が、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納しているときは、その旨を記載する。

(不申告等に関する過料)

第101条 市長は、納税義務者、現所有者又は第53条第3項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、第45条、第45条の2第2項若しくは第45条の4の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第59条、第67条の3、第80条第2項、第92条若しくは第93条の規定により提出すべき申告書若しくは報告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100、000円以下の

000円以下の過料に処する。

附 則

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第2条の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の第14条、第17条（第5項、第8項及び第9項を除く。）、法附則第3条の3第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第2条の2の3 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第14条、第17条（第5項、第8項及び第9項を除く。）、法附則第3条の3第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指

過料に処する。

附 則

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第2条の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の第14条、第17条（第7項及び第8項を除く。）、法附則第3条の3第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第2条の2の3 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第14条、第17条（第7項及び第8項を除く。）、法附則第3条の3第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(軽自動車税の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定に

定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第56条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

（令和4年度分から令和8年度分までの軽自動車税の種別割の税率の特例）

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは

よる車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第56条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」

「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

3 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第20条 前条の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法附則第30条の2に定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第21条 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第2章第3節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 前項の場合においては、第54条の規定にかかわらず、大阪府税条例(昭和25年大阪府条例第75号)第63条の3第1項に規定する自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

とあるのは「3,500円」とする。

(削る)

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第20条 前条の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法附則第30条の2に定めるところによる。

第21条 削除

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第21条の2 市長は、当分の間、第54条の6の規定にかかわらず、大阪府税条例第64条の10第1項各号に掲げる自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(削る)

(軽自動車税の環境性能割の申告納付又は報告の特例)

第21条の3 第54条の5の規定による申告納付又は報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(削る)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第21条の4 本市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(削る)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例等)

第21条の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第54条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

(削る)

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第54条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、

「100分の2」とする。

堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>4～7 （略）</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る堺市市税条例第56条及び同条例附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>4～7 （略）</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る堺市市税条例第56条及び同条例附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

令和8年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

令和8年5月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-26-65

